

第九回 参議院水産委員会會議録第三号

昭和二十五年十一月二十七日(月曜日) 午後二時二十九分開会

本日の會議に付した事件

○中央市場手数料値上げ問題に関する件

○農林大臣の東京都知事宛通達書に關する件

○水産業協同組合法の一部改正に関する件

○水産物増産対策に関する調査の件

○水産加工用塩に関する件

○委員長(木下辰雄君) 只今から委員會を開会いたします。

先般の委員會の決定事項に対しまして、農林大臣が参議院の要求に応じまして東京都知事に宛てた通達書を朗読いたします。

昭和二十五年十一月二十二日

農林大臣 廣川 弘禎

東京都知事安井誠一郎殿

(水産物卸売委託販売手数料の件)

標記の件については去る十一月十五日七分に引上げの認可をなされた趣であるが、十一月二十一日附農林大臣宛参議院水産常任委員會の決定の次第もあり、一方生産者、荷主側と卸売人側双方からこの件に關し更に協議を遂げ、歩み寄ろうとする兆も見えて来たので、貴官におかれても事態を円満に收拾する上から、卸売人に対し今暫らく手数料引上実施の延期方御取計らい煩わしたく、中

央卸売市場法第十七條により、右通達する。こういうような命令を發しておられます。その結果都長官においては卸売手数料の増額延期手続を命じたようであり、これを特に御報告いたします。

○委員長(木下辰雄君) 次にこの前の委員會におきまして、協同組合法の一部改正案、即ちこの間お手許に配付いたしました其済組合を作る規定であります。多分皆さん内容を十分御検討になつたことと思ひますが、お差支なければ、字句その他はGHQと交渉のときに多少変更することは委員長に御一任願ひまして、これを決定することに御異議ございませんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員長(木下辰雄君) 御異議ないと認めます。それではこれをGHQに手交することにいたしました。成るべくこの臨時國會のうちに決定するようにいたしたいと思います。

○委員長(木下辰雄君) 次に修正予算が提出されてございますからして、水産關係の修正予算について水産庁から一応御説明をお願いしたいと思います。山本次長。

○説明員(山本豊君) 細部に亘りましては担当課長から御説明いたしたいと考えてますが、重要な予算についての一応の経過だけを先ず私から御説明申し上げたいと思ひます。

先ず第一に大きいものいたしましたし、これは、水産資源維持に必要な経費、この内容は以西底曳の補償の予算であり

ます。この予算はいろいろと議論になつておつたのであります。我々としても、以西底曳業者の切なる要望もありまして、少くとも一組当り三百万円以上でないといふつもりであり、またび大蔵省と折衝いたしましたのであります。併し最後までいろいろと折衝いたしました大臣から大蔵大臣にお願いいたしましたので、その最後の線といたしまして二億一千六百万円ばかりが、一応大蔵省の了承するところとなつたのであります。この二億一千六百万円は、實際の整理した組数で割りましますと、先ず三百万円くらいにも相成る数字であります。併し大蔵省としましては、やはり当初計画の百二組という計画があるのであります。その百二組の予算、こういう意味で二億一千六百万円を認めておるのであります。従ひましてこれを差引き計算いたしますとやはり二百六十六万円ばかりにしかならないのであります。併しその点は今後の予算が決まりました上で、一、政治的な解決方法を講じて、是非三百万円までもつて参りたい。又その上で更に不足がある場合には、来年度の追加予算ということも考えられるのであります。非常な時期も切迫しておりますので、一、今年度のいわゆる追加予算といたしましては、この總額二億一千六百万円を大蔵省として了承しております。次第になつておるのであります。

五年程度まで通計いたしますると、当初の要求額は六億一千万円程度を要求いたしましたのであります。併しいろいろの経緯がありまして、大体現在では二十四年度までの補償をすればいいではないか、二十五年は更に二十六年度に入つてでないかと資料がまとまりませんので、二十六年度に入つてから要求すべきではないかと、二十四年度までの要求といたしまして、我々として約一億八千万円程度を要求いたしましたのであります。それに対して大蔵省の査定は一億二千四百万円、こういうことに相成つたのであります。尤もこれは追加予算で決まらなければ、この支出の財源で決まらなければ、終連當局と大蔵省と水産庁と三者でいろいろと相談いたしました。一日も早く出して貰いたいという意味で終連の処理費からこれを出して貰う、こういう取決めになつております。次いで追加予算が決定になりましたら、即日でも出せる態勢にいたしたいと考へまして、現在終連當局といたしまして、これを出す場合の手続その他を事務方面で折角努力をいたしております。大蔵省の主計局長が中に入つて頂きまして、終連の現在あります予算の残を、第三四半期の予算の残を約六千万円程度であります。それを一応取敢えず前借りに出して貰う、こういう取決めも極く数日前に話をつけまして、それだけはとにかくこの追加予算の決まり次第に年内に流したい、残りは一月に入つてから出したい。こういう建前で

今、いろいろと事務的に進捗させておるのであります。それから次に大きな予算で、まあ参らなかつたもので、荒廃漁場復旧に必要な経費、これは御承知のように漁場の中に戦時中いろいろ投ぜられた危険物、或いはセメント或いは杭木、こういうふうなものを引揚げまして、そうして漁場を、折角狭い沿岸の漁場を回復したい、こういう予算であります。衆議院あたりにおきましても、非常に網羅された、政治的な意味のある予算であつたわけであり、併しこれも当初八千三百万円を要求いたしましたのであります。海上保安庁と連繫をとりまして、大蔵省にも説明に参つていろいろとやつて参りましたところ、最後に参りましたところ、財源その他から我慢してくれ、こういうわけで、結局話がつかない状態に追込まれたのであります。但しこの問題につきましては、いろいろな政治的な關係がありますので、農林大臣をして開議で要望はして貰つたのであります。が、まだ話がつかないのであります。それから次に大きなもの、いわゆる西其の他の漁業の取締船を相当数増やし、賣りというわけで、この方面の予算、備船による漁業取締船に必要なこれは経費であります。これを約八千四百万円ばかり要望したのであります。これが結局たゞ追詰められまして、最後は五百六十二万円ばかり、僅か二隻を備船したのであります。これ

は三月まででございませうが、そのものだけ認めざる次第なつたのであります。更に先般大臣と主計局主査との会談によりまして以西その他の漁区擴張の問題に關連いたしましたので、この際取締を更に徹底させたいというので、相当数の取締に要する費用を大臣として主計局主査とも約束せられたのであります。それらの予算はこれは一億五千万円くらいであります。これが不調のままに終つておるわけでありませう。大体大きなものは、そういうものでありまして、その外、細々したものは、五百万円、三百万円、二百万円くらいのもは、ばら／＼あるわけでありませうが、そういうものを全部まとめまして追加予算いたしました。三億六千九百万円、それが総額でありまして、大蔵省の認めました総額であります。

極く簡単ではございますが、大きな費目の問題につきまして御説明申し上げました。あと、御質問によりまして係のほうから細かい問題をお答えいたします。

○委員長(木下辰雄君) 何か補正予算につきまして御質問がありましたら……

○青山正一君 以西底曳の問題です。ね、大体百二組に対して一組二百六万円、こういうふうなことで予算が計上されておるようなわけでありませうが、政府においてはやはり当初の希望の通り一組三百万円というふうな考えの下に、いろいろ、船員が退職したり何かする、そういう費用で早急を要する関係のものはこれはすくなくしなければならぬ関係からして是非必要だらうと思ひますけれども、その残つたかに対

しては、又来年もその残つた分の予算を要求するといふふうな考え方をしておいでになるかどうか。その問題と、それからもう一点は漁船保険の關係、これはこの前の国会においても當委員から、これは國庫補助があつて然るべきだといふふうなことで、相當問題にもなつておつたようにも考へるわけなんです。この問題について一休どういふふうな……何だか次の国会にもこの問題について出るといふふうなお話しも聞いておるわけなのですが、その点について一つ詳しくお聞きしたいと思います。

それからもう一点は、取締船に必要な経費ですね、これはまあ以西底曳ばかりでなしに、例の紀伊水道とか、あの瀬戸内海の監視船なども今後必要だらうと思ひますが、政府のほうにおいてそういうふうな瀬戸内海、或いは紀伊水道あたりの監視船などについてもやはり今後予算化あるようなお氣があるかどうか。その三点についてお聞きしたいと思います。

○説明員(山本豊君) 以西の予算の問題であります。これは最後まで大臣等にいろいろ動いて頂きまして、そういう意味合で実は大蔵省の考え方はあると思ひますが、水産庁としてはどこまでも若し足らん場合には、残は来年度の追加予算になるかと思ひして万全を期したい、かように考へておるわけでありませう。

それから次に保険の問題、先ほど実を言ひ漏らしたのでありますが、これも只今のお話の通り非常問題になりまして、我々としてしても農業者の共済保険のほうには相當な基金があるの

に、漁船保険につきましては基金が全然ない。殊に漁船金融が今日逼迫しておる折柄でありますので、せめてこの漁船保険のいわゆる基金ぐらゐは何かして貰いたいということ、一億何千万円かの要求を当初持出したのであります。併し大蔵省は最後まで聞き容れるところとならなかつたのであります。これ最後の閣議にも大臣から発言して貰ひたいのつ一つになつておるのですが、結果は不幸にしてうまく参らなかつたのであります。併し今日金融問題が非常にやかましいときでありますので、我々として是非漁船保険の問題は根本的に何とか解決したい。更にこれの法律自体も強化をいたしたい。折角今我々のほうでもこの漁船保険の法律の改正方についていろいろ研究を進めておられます。恐らく通商國會程度までには何とか一つ成案を得まして、予算の問題を又蒸返したしまして善処したいと考へておる次第であります。

それから取締關係の問題であります。これも青山委員のおつしやられましたが、これも最近引揚問題が各方面でいろいろ問題を起こしておるときでありますので、單に以西の取締のみならず、この沿岸、外海の取締が今日非常に急を要するわけでありませう。それで我々もいたしまして当初八隻程度を内海、北海道、裏日本、これらを目標にいたしまして、四海区ぐらゐを大体二隻くらいずつのものが最小限度どうしても要するといふ意味合で、当初一億一千万円、八隻分でありませうが、それだけを要求して参つたのでありますが、それがだん／＼と査定を受けまして、最後

には二隻分になつたのであります。併しこの二隻であります。これは是非最近やかましい北海道の方面、又この北海道の方面の段階が付きませうれば内海の方面、これは非常にやかましい方面に重点的に有効に活用して最善の努力を拂ひたいといふふうな考へておるわけでありませう。

○青山正一君 もう一点、一番最後に、取締船の問題についていろいろ御意見を承つたのでありますが、各都道府県において取締船とか、或いは試験船の國庫補助を何とかして貰えんかといふふうな問題もあちらこちらに出てるわけなんです。そういうふうなことはやはり國家として補助を今まで與えておつたのですか、どうなんでしょうか。又今後はどういふふうなお氣持で進むのかどうか、そういうふうな点についてお聞きしたいと思います。

○説明員(山本豊君) 只今の青山委員のお話であります。確かにお答えはできないのでありますが、ずつと昔にはあつたように思ひます。最近少し地方でも、試験船、或いは取締船といふものがぼつ／＼方々でできかかつておるのであります。その際にやはり今青山委員の言われました通り何か中央でも、仮に半額とまでは行かなくても、二割でも三割でも補助を出してこれといふ声は我々も十分聞いておるのであります。ただ大分長いことそういう制度が断絶しておりましたので、いわゆるドッジ声明以来地方に対する補助といふものが各般について削減を受けておるような現状でありますので、今すぐ持出して果してそういうものが認められるかどうか、将来ともこれは研究を要する問題であらうと思ひます。

○委員長(木下辰雄君) 御質問がございましたら……

○委員長(木下辰雄君) 御質問がございましたら……

○委員(木下辰雄君) 御質問がございましたら……

○委員長(木下辰雄君) 御質問がございましたら……

たので、その代りとして特別会計で法律を出そうという案が決定したようですが、分つておりましたらその全部を一応御説明願いたいと思ひます。

○説明員(奥田孝君) 農林漁業金融公庫案の代案といたしまして、特別会計で長期融資の途を開くという案は、只今官房のほうで立案いたしておりますが、私のほうはその詳しい内容はまだ聞いておりませんが、一応分つておきます。それで只今までの進行の状況を申し上げますと、一般会計から二十億円、見返資金から四十億円、合計六十億円を以ちまして特別会計を組みます。そしてこの特別会計から農林漁業長期融資をするということで進んでおるようであります。それで只今このところではその融資対象といたしましては、農林漁業金融公庫法案の融資対象を大体そのまま受け継いでおるようでありまして、主として公共事業的な色彩の強い長期資金としてそれを活用して行くということを進んでおるのであります。従ひまして公庫の融資対象として水産関係では漁田開発と漁港の修築並びに漁港の災害復旧が挙げられておりましたが、それが今度の特別会計案におきましてお引継がれておるわけでありまして、私の聞いておりますところでは漁田と漁港の関係で約三億円が予定されておるというように聞いております。尚この十億円では不足でありまして、更に預金部資金から七十億ほど入れまして合計百三十億でやはり同じようなことをやる計画も建てておるようであります。この七十億を預金部資金から持つて来る、この第二案は非常に困難のようであります。そ

うわけで大体只今のところは六十億円の案で進んでおるようであります。

○委員長(木下辰雄君) その取扱はどうかでありますか。

○説明員(奥田孝君) 大体農林中金にそういう事務を代行させるように聞いております。

○委員長(木下辰雄君) この問題について何か御意見がありましたら……

○青山正一君 その他に産業関係の見返資金でどういふふうになつておるか、その点を一つお聞きしたい。それから漁田開発というのは、やはり北海道ばかりのものなのですか、どうなんですか。それからこの問題、私ちよつと北海道に行つたのですが、北海道に例の高度利用という関係のものが相当あります。どうも高度利用が全部この見返資金から出しておつて相当漁業者は恩恵を受けておるというふうに考えておつたのですが、大分衆議院の通産委員が恩恵を受けているというふうな現状であつて、漁業協同組合はあまり恩恵を受けていないというふうな現状のようにも見受けられます。できるならばその十一ヶ所の高度利用を受けた責任者の名前を一つ発表して貰いたい。もう一つはその高度利用というものが、内地にも適用されるというふうなふうにGHQあたりと折衝できるかどうか。それから漁田開発というものは、何か名目を変えて内地に又できるものか。それか、その際においてやはり預金部しやなしにこの見返資金の中から考へるのかどうか、その点一つ次長なり皆さんから一つお伺いしたい。

○説明員(山本豊君) 見返資金の問題

は大分前からいろいろ議論になりまして、我々としては今日金融逼迫の折からでありますので、すべてこういう方面だけでも、一つ水産の方面には強く要望したいというので昨年来これをいろいろやつて参つたのであります。が、現在の大方の進捗状況をここで申して見ますと、大抵北海道の、例の高度利用であります。これが十二、三件あつたのでありますが、その総額一億円ということになっておるのであります。そのうちで九件七千九百万円は大蔵省の話がついておるわけでありまして。あとESSだけが残つておるのではありません。これももう大体異存はないことになつておりますので、この問題は割合にうまく行くと思つております。

それから一つは漁田開発であります。これも当初は一億一千万円ぐらいを要望しておつたのであります。組合の數にしまして五十四組合でありましたが、それが日銀に受けましたものは、農林金庫に五十四組合受けておるのであります。いろいろ内容審査を行いました。日銀まで参りましたものは三十三組合であります。七千七百三十三万、この三十三件は大蔵省にも参り、更にESSにも参りまして、ESSでそのうち二十件だけが一応よろしいということになつておるのであります。その金額は四千六百八十万円であります。こういうことで水産関係の方面で申しますと、この見返資金の二十五年度の枠の残と言いますか、まだ未解決のものが先ほど申しましたように高度利用の一億円のうちから七千九百万円、残二千百万円、漁田開発の関係でこれは閣議決定の枠が七千七百

万円でありまして、それからESS承認額が四千六百八十万円、これを引きますと三千二百万円、合計五千二百二十万円、これだけが水産の一応枠の未決定分になつておるわけでありまして。只今のお話になりましたのは漁田開発は今の日本の資源の状況から申しますと、大体これは北海道が最も恰好なところであるのであります。その他最近いろいろ各方面の資源の探査調査を開始しておるのであります。その外或いは九州の対馬近辺でありますとか、或いは九州の対馬近辺でありますとか、若干あるわけでありまして。これに国土総合開発の関係からいたしまして、いろいろ地区を一つ水産地区として指定していかんという要求がありまして、できるだけ多いほうがいいと思ひまして十一地区ぐらいを一応要望したいと思つておるのであります。そういうものを具体化して参りますれば、何れも北海道だけで必要がないのではないかと。無論財源の問題もありません。見返資金の余裕さえあれば又考へて見たいと思つておるのであります。

それから高度利用の問題であります。これも青山委員からの御質問の通りであります。我々としては地理的に又魚の多量に獲れるということ等からいたしまして、ただ先ず北海道を取上げたのであります。併し最近の全国的な魚価の低落というふうな関係の対策といたしましては、やはり全国的に主要な消費地、或いは主要な産地のこういう設備についてどう取上げらるべきではないか。只今水産庁でその基礎資料と申しましては諸弊がありまして、一応の要望なり、又我が

況等から割出した、いわゆるその施設の計画というものを持つておるわけでありまして、これは大体六、七十件になつております。この資金の余裕さえあればそういうものを逐次必要度の高いものから取上げて行きたいと思つておるのであります。現に北海道の取上げましたものから後に、東京都、或いは長崎県、長崎市であります。その他四、五県来ておるのであります。これは一つ追加分になるわけでありまして、ESSに今話を持ち込んでおきます。大体ESSはいろいろ風の吹き廻しか水産のこつた施設についての理解が割合ありまして、その点は非常に都合なものであります。問題は、この見返資金の枠の問題であります。それで只今水産庁の残は以上のような合計であります。農林省の残はどうかというのでこれも洗つて見たのであります。そういたしますと土地改良とか、或いは小水力発電とか、造林だとか、これらの関係が非常に遅れておるのであります。殊に造林の関係は、これは後から出て参つた問題であります。やはり一億円の枠があるにも拘わらず、また農林省の受けは一件もないのであります。近くこれは相當に来るのださうであります。そういうふうな事情もありません。土地改良等におきましても、相当残が出て来るのではないかと存じます。先般も省議の席でこの問題をいろいろと議論になりました。水産庁といたしましては同じ農林省の枠であるわけでありまして、よそのものを無理に取るうというのではないの残はできるだけ少くしたほうがいい

第三

第十部 水産委員会會議録第三号

昭和二十五年十一月二十七日

のではないか。従つて若し事情が許せば一つ水産のほりに何とか適当な機会に、年末に押詰つてからでは間に合いませんので、適当な機会に考えてくれんかというふうなことを申入れておるのでありますが、恐らく岸の問題は安定本部でいろいろ検討いたしておるのであります。実際問題といたしまして各局庁等のいろいろな立場もありまして、簡単にこの岸の調整はできないのであります。併し我々はそれを見通しをつけまして、結局早いもの勝ちということになるわけでありまして、要望のあるものについては計画を検討して適当と認めるものはどんどん出して行きたい、こういうふうな考えでおるわけでありまして。

それから北海道の例の高度利用につきましては、いろいろ批判のあるところで、今青山委員から言われたところでありまして、只今手許に会社名の書いたものは持つておりませんが、後でお届けしたいと思つておられます。これは今のお説のような点もありましたので、水産庁としても随分苦勞したのであります。併し先ずあれこれ考へまして公平に裁いたつもりではおるのであります。併し今後の問題もありませんし、殊に沿岸の漁業協同組合につきましては、できるだけ援助したいと考えておるのであります。併し北海道の漁業協同組合にしましても実力の関係もありまして、現状といたしましては勝水程度の見返資金を出しては勝れを受けただけの実力といえますか、そういう点でやはり若干の問題がありはしないか。やる熱意があり、又それの実力があれば、我々としてほ同様に考へて行くつもりであります。

○青山正一君 非常に詳しくお話を承わつてどうも有難うございました。一番最後の問題で、高度利用の問題と、これは非常に非難がうかたるとか、これは非常に非難がうかたるとか、それが北海道の行つて一番感じたことは紐付の資材です。これが非常に多いことなんです。例えば一五五、六千玉割当があるところで紐付の關係が約七割を占めておる。後に残つたものを僅かに沿岸漁業に配給されるというふうな例が非常に多いわけなんです。こんな点をやはり代議士の名前を出して言うのはどうかと思つて、三、四人の代議士がその中の六割、或いは五割なりを占めて行くという事は、これはどうかと思つて、その点余り今後……

次長は非常に賢明なる次長ですから、できるだけの点を抑えて、この紐付の資材、それから高度利用なども、できるだけ沿岸漁業の漁業者全部に使わせたいというふうな建前に、特に進んで行きたいというふうに考へておるわけなんです。殊に先ほど申上げた、内地にお願ひしたいというの、最近沿岸漁業は殊んど今手教料の問題で非常に騒がれておりますけれども、荷受機關から非常な安値でたたかれておる、こういう場合において、日魯とか、或いは大津漁業とか、大資本漁業はその会社自身で、はつきりとした立派な施設を持つておられる。併し沿岸漁業はどうか、或いは裏日本に一つとかいふふうなことで、沿岸漁業者のみを対象とするようなものをやはりこの見返資金の中から一つ頂いて、そうしてこれは沢

山とは言いませんから、各地方に、三県、四縣をまとめたものを一つずつというくらいに一つ何かお考え置きを願つて、ここに漁政課長もおいでになつておるのであります。殊に経済課長もおいでになつておるのでありますから、そういう計画を特に立てて頂きたいということをお願いしたいわけなんです。

○委員長(木下辰雄君) それから先に奥田課長から御説明を受けました、農林漁業金融公庫に代る特別融資の、特別会計において水産に対しては三億円だというふうな話もありましたが、これは非常に過少である。この次の委員会に六十億の分配の内容を一つ御説明願ひたいと思つて、外に……

○青山正一君 今日御説明になつた後で、予算の内容の一つ今後やはり議會のあることに、その予算關係のあることに一つ何かデータを貰うというふうにして……

○説明員(山本豊君) 何か一応整理したものを持てまいしう。

○委員長(木下辰雄君) 外に御意見がありませんか。……御意見なければ、本日はこの程度で散会いたしたいと思います。

午後三時八分散会

出席者は左の通り。

- |     |             |
|-----|-------------|
| 委員長 | 木下 辰雄君      |
| 理事  | 青山 正一君      |
| 委員  | 入交 太藏君      |
|     | 松浦 清一君      |
|     | 櫻内 義雄君      |
| 説明員 | 水産庁次長 山本 豊君 |
|     | 水産庁漁政 奥田 孝君 |
|     | 部経済課長       |